

うるま市告示第92号

うるま市地域力再構築イベント補助事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

うるま市長 中村 正人

うるま市地域力再構築イベント補助事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

うるま市地域力再構築イベント補助事業補助金交付要綱（令和6年うるま市告示第52号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（補助対象事業者） 第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、<u>市内通り会及び市商工会が主体となって構成する実行委員会とする。</u> 2～3 [略] （補助金の交付額） 第5条 補助金の交付額は、<u>補助対象経費の合計額から補助対象事業で得た収入を控除した額に10分の10（補助対象事業者が補助対象経費の10分の2以上の収入を確保できない場合にあっては、10分の8）を乗じて得た額以内とする。</u>この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 [略] （補助対象事業の実施期間） 第6条 補助対象事業の実施期間は、事業実施年度の4月1日から当該年度の<u>12月31日</u>までとする。 （補助金の交付申請）	（補助対象事業者） 第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、<u>市内通り会及び市商工会が構成する実行委員会とする。</u> 2～3 [略] （補助金の交付額） 第5条 補助金の交付額は、<u>補助対象経費に10分の8を乗じて得た額以内とする。</u>この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 [略] （補助対象事業の実施期間及び経費の対象期限） 第6条 補助対象事業の実施期間は、事業実施年度の4月1日から当該年度の<u>2月18日</u>までとする。 <u>2 前項に規定する期間内に実施した補助対象事業に係る経費は、当該年度の2月末日までに支払われたものを対象とする。</u> （補助金の交付申請）

様式第3号中

「1. 変更（中止・廃止）前の補助金決定額	金	円
2. 変更（中止・廃止）補助金交付申請額	金	円
3. 変更（中止・廃止）予定日	金	円
4. 変更（中止・廃止）理由	別紙のとおり」を	
「1. 補助金交付決定額	金	円
2. 変更申請額	金	円
3. 変更後事業実施期間	年	月 日 ～ 年 月 日
4. 変更内容		
5. 変更理由	」に	

改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。